

不利益処分に関する処分基準 個票

都市建設部 建築指導課

不利益処分の内容	基準適合認定建築物に係る認定の取消し	
根拠法令等及び条項	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第42条	
処分基準	根拠条項	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第42条
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第42条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合しなくなったと認めるときは、前条第2項の認定を取り消すことができる。</p>	